

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年5月29日（火）13:24～13:48
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第3共用会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|--------|------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団湊志会瀬田クリニックグループ代表 |
| 委員 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 八代 尚宏 | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|----------------|
| 武田 康祐 | 厚生労働省労働基準局賃金課長 |
|-------|----------------|

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 村上 敬亮 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 小谷 敦 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 久保 賢太郎 | 内閣府政策参与 |

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 ペイロール・カードについて
 - 3 閉会
-

○小谷参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループのヒアリング、本日1コマ目です。

ペイロール・カードについて厚生労働省にお越しいただいております。

それでは、八田座長、よろしくお願いいたします。

○武田課長 厚生労働省の賃金課長の武田と申します。よろしくお願いいたします。お手元のほうに資料がございますので、それにしたがって今の検討状況のほうを御説明申し上げます。

1枚目が「通貨払の原則」ということで、労働基準法の24条を掲げさせていただいております。通貨で全額を、毎月一回以上、一定の期日を定めてという3原則がございまして、その例外として、この施行規則7条にあるような、銀行その他の金融機関に対する預金へ

の振込み。それから、金融商品取引業者のものが規定されているところでございます。

それで1枚めくっていただきまして、ペイロール・カードに関する、現在の検討状況ということですが、先ほど申し上げました賃金支払いの3原則を満たしているものなのかどうかという点を確認しなければいけないということで、通貨払いは即時的な換金性があるのか、全額払いの原則は確実な賃金保全がなされるのか、労働者の手数料負担があるのか。それから、毎月払い、期日払いの原則は個々の状況に左右されることなく担保されるのかということで、我々も今時点で、全てについて情報をいただいておりますので、即時的な換金性があるのかも十分情報がないところでありますし、確実な資金保全という点では、倒産、破産等が事業者を起こった場合、前一週間の最高額は保全されるということでございますが、手数料負担に関する情報はまだいただけていない状況でございます。

いずれにせよ、現行制度で銀行預金等への支払いについて認めているわけですが、これに比べてリスクが100%ないというのでなければ出来ないということではないと思いますが、一方で、現行のものよりは多少資金保全の面で弱い面があるのではないかと。そういった部分も含めて検討が必要ではないかと思っております。

リスクがある場合にはどういう代替措置などが考えられるのか、そこがまだ検討が十分に進んでいないところでございます。

2番目が、これはいつも労働問題の場合には主張させていただいておりますが、賃金の確保など最低基準ということでございますので、試行的に実施した上で、全国的適用の是非を判断するといった制度にはどうも馴染まないのではないかと。確実性がある、リスクを甘受できるような状況にあるということが確認できますれば、全国一律の対応をさせていただきたいと思っております。

3番目が、「労使間での議論の必要性」ということで、施行規則を変えることにもなりますので、労政審にお諮りをして、審議をいただく必要がある。特にリスクが現行制度よりも高いものであるというものを甘受できるのか。また、本人同意は必要でしょうし、それ以外にそのリスクに対する説明義務ですとかといったものをどうするのかということ、労政審のほうで議論する必要があるなと思っております。

最後には、我々もペイロール・カードというものはどういうものなのかというのを十分理解してないのですが、要するに賃金の支払い方法の基本的ルールに関わるものでございますし、措置するには省令改正が必要なものですので、特定の事業者のサービスのみを対象とするということではなくて、一般的、客観的な賃金支払い方法として規定していく必要があるのではないかと考えているところでございます。そういった意味で、なかなか直ちに成長戦略のほうに書き込むには、若干時期尚早かなと思っておりますが、こういう原則で検討していくという旨を書くかどうかということで検討しているところでございます。

以上でございます。

○八田座長　ありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見をお願いいたします。

○八代委員　ですから、この労働基準法の規定というのはあくまで労働者の利益のために作られたものですね。だから、当然ペイロール・カードでしか賃金を払わないというのはダメであって、普通の銀行預金とか現金とかそういうのでもいいけれども、労働者がそれではなくてペイロール・カードにしてほしいという本人同意というか、むしろ本人の要請があった場合はというオプション、そう考えられるわけです。

期日払いも当然であって、例えば、毎月25日と決めて、だけどそれより前に払うことができる。これは別に労働者にとって不利益ではないから。だから、そのように一つ一つ詰めていって、残るのはリスクですけれども、先ほどおっしゃったようにリスクがゼロである必要はないということで、どこまでかということなのです。

例えば、今銀行預金ではなくてクレジットカードに振込む。よくクレジットカード会社で、何か買ったものを取り消して返金があったときに自分のクレジットに入金されますね。ああいう形であれば、クレジットカード会社がちゃんと何かの担保を持っているとしたらそれは大丈夫なのかどうか。

○武田課長　まだ今のところはここにある銀行預金ですとか、証券総合口座への振込みだけが省令に認められていますので、そういう要望があれば検討ということになるかと思えます。ただ、クレジットカードの場合、基本的には物を買うためのものですので、換金性があるのかとかといった論点も出てくるのではないかと。

○八代委員　ただ、クレジットカードは、キャッシュ化できますからね。事実上、現金に戻せるわけで。

○八田座長　むしろデビットカードではないですか。

○八代委員　デビットカードか、なるほど。

言いたいことは、銀行預金と同じぐらい安全性があれば構わないということです。だから、それは銀行預金に準じると解釈できないのかどうかということ。

○武田課長　ですから、どちらにしてもこの施行規則の7条の2の1号が銀行預金ですが、こういった形で並列で書かせていただけるかどうかというのを検討していきたいということでございます。

○八代委員　なるほど、当然この2では読めないわけですね。

○武田課長　はい。

○中川委員　今の八代委員からあった、大丈夫かとかリスクがどのくらいとか、クレジットカードでというような、そういう詰めた議論をしていただいているのは、私は非常にありがたいことだと思っているのですけれども、今ほどの御説明の中でちょっと気になったのが、例えば、全国一律対応の必要性がある。だから、一部の地域で試行的にやったもので、全国適用の是非を判断するというのには馴染まないとか、そういうお話だと特区制度はそもそも全く適応の余地がないということをおっしゃっているのだと思うのですけれども、それは多分特区制度の趣旨自体を否定していただいている感じがします。

なぜこういう全国一律対応みたいなものを厚生労働省だけで判断できて、特区の中で実

験しながら、いいものを安全性とかを確認できるのであれば広げていくという制度に馴染まないのかということについては、全くエビデンスとか説得的なお話をいただいているというよりは、ものすごく概念的に、これは労働者の権利、最低基準に関わるものだから、そもそも全国一律をやらなくてはいけなくて、特区には馴染まないというような門前払いと言いますか、そういう抽象度の高い議論をしていますが、ほとんど意味がないように私は思っております。

もう一つ、労政審に諮る必要があるというお話でございましたけれども、もしも労政審に諮る必要があるということが法律に書かれていて、手続上絶対に必要であるということであれば、それは尊重しないといけませんけれども、そういう制度的な制限が明らかでないものについて、各省庁が何とか審議会に諮らなければならないということで書けないというお話になると、それは全くこの特区制度を運用することができなくなりますので、もし労政審にかけの必要があるということであれば、なぜかけないといけないのかということとを、是非明確に教えていただければと思います。

○武田課長 重要事項はかけなければいけないということに法律上もなっていますので、ここはかけなければいけないのですが、ただ、前に八田座長にも御協力いただいて有期特措の特例法というのを作りましたが、そのときはこちらで方向性を示していただいて、全国レベルの措置として労政審に諮った上で措置したという例もございます。

ただ、その当時も申し上げていましたが、やはり労働者の権利に非常に重大な影響を及ぼすものですので、そういうものであれば、ちゃんと確実なものかどうかしっかり議論した上で、全国で措置するというのが我々の以前からの考え方でございます。

ですから、特区で試してみて重大な損害を労働者に与えるというのはどうなのか。リスクが甘受できるものであれば全国展開ということで、それは今までの特区についてもそういう考え方で臨ませていただきましたし、出来るものはさせていただいたと思っております。

○阿曾沼委員 こういうものは基本的な事業者と労働者・契約者との契約において行うものでありますから、その基準がきちっとしておることと、事業者そのものにリスクヘッジの機能を持っているということ。それは客観的に評価できるということがすごく重要だと思うので、その事業者のリスクヘッジのあり方をどうするかということをぎりぎりまで議論しておいて、そういった審議会にかけなくてもいいような形で何か条件をきちっと整理しておくことが必要かなと思います。

全国一律というのは、やはり地域地域によって外国人労働者の方々が多くいるところ、多くいないところがありますから、特に多くにいるところに関して、まずそこから始めてみるというのは、全国一律でスタートするよりはむしろ合理的なのではないかなと思いますので、その辺のやり方を何かうまく考えていけるといいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○武田課長 やはり賃金保全に関わることでありますので、その特定の地域の方だけが

リスクを負うような話はちょっと中々。

○阿曾沼委員 ですから、そのリスクを負うということではなく、リスクを負わないやり方を考えながら、事業を進めていくということだと思います。当然事業者だって退職する住民の人たち、例えば、地域によって違いはありますが、ブラジルの人とかベトナムの人たちを見るとすれば、事業計画は客観的に見られるわけですから、それを評価できる仕組みを考えていってほしいなと思います。

○八田座長 まず、全国展開をするならこれを労政審にかける必要があると思うのです。その辺は異存ないです。

今度特区でやろうとしているのは、先ほど八代委員がおっしゃったように、オプションを与えるわけです。要するに、今まで出来たことを出来なくするのではなくて、両者が合意すれば出来ますよというオプションを与えるということですから、本質的に誰か第三者が損するというよりは、両方とも良くなるものであるということで、その意味では特区に馴染むと思います。

今度リスクをどう考えるかですけれども、そこは全国展開する以上に多少慎重にして、例えば、この事業者に一種の負担を義務付けるとか破綻したときにどうするかというプロセスを決めておく。一定の担保を持っているかどうかということをするとか、あるいはそれをやる請負事業者がない場合には、支払う事業者のほうをこれをチョイスする以上何らかの負担を用意する。その工夫は作ってもいいのではないかなと思うのですけれども。

○武田課長 どちらにしろ、それがなくてはいけないと思うのですよね。

○八田座長 それが特区ということですね。工夫をして、まず第一にオプションだから元来自己責任の原則として言えばみんなが得する話。

第二の話で、それはそうですが、リスクを軽減するための措置に関してあるものとなないものを当事者が明確に知れるような措置も別途工夫する。そういう工夫をするということでやれば、特区に大いに馴染むと思うし、全国展開するときに随分役に立つのではないかと思います。

○武田課長 これも全部、預金に入れるというのもオプションではあるのですが、ただ1,000万円までは保全されるということがしっかり図られています。今回のペイロール・カードは、今聞いている段階によると、前一週間の最高額までは保全されるけれども、その後は保全されないということで、その方々が持っているお金を全て奪い取られる可能性があるわけですから、それは非常に大きなリスクなわけですし、そこを特区だけの人たち、しかも外国人にだけ。それでいいのかというのは大きな議論であると。

○八田座長 もちろんこれを選ばないという可能性、オプションもあるわけですよね。

○武田課長 選ばないオプションもあります。

○八田座長 だけれども、便利さならば、そこを取ろうというものもあるのかもしれない。

○武田課長 ですから、銀行以上にリスクというものについて全国展開するにせよしないにせよ、ちゃんと説明の義務を課すとか色んなことをやらなくてはいけないと思うのです

が、ただ、特区だから賃金が全てもしかしたらなくなるかもしれないというのは。

○八田座長 何がなくなるの。

○武田課長 資金がですね。自分たちのお金が保全されない。

○中川委員 それは代替措置が何かあるということを前提にお話をされていて、その代替措置がどういうものが適当かということについて、全国に全部一律適用するようなことを前提にした議論を厚生労働省なり労政審なりでしてくださいというお話をしているのではなくて、それは特区というところで現場での適応を見ながらということで実験しながらそういう代替措置が適切かどうかということ判断していただきたいというのが多分特区の提案だと思うのです。

今の厚生労働省のお答えの仕方というのは、全国一律に適用しなければならないということ前提にして、全てのリスクを銀行の1,000万円のあれだというリスクはありますけれども、それに揃えるような形で措置しなければならないから、それは全国一律適用の必要性があるし、労政審にかけないといけないとおっしゃっていますけれども、多分そういうことをお願いしているわけではないと思うのですね。

代替措置みたいなものが必要だということについては、多分そのワーキンググループの委員もそのとおりだと思っているし、それがどういうものが必要なのかということについて検討するときに、多分それは厚生労働省のような専門的な官僚組織がやったり、労政審のような労働関係の専門家がやるだけではなくて、現場の知見を積み重ねるということでやる必要があるのではないですか、それは特区に馴染むのではないですかというお話を多分我々はさせていただいているのだと思います。

○武田課長 そこがちょっと最低基準、賃金の保全という部分は特定の地域の方々だけに危険を負わせるというのは、我々の今までの考え方と違うということに尽きると思います。

○阿曾沼委員 普通ビジネス、取引をする上では、口座を作ってもらうとか、預金担保を入れてもらうとかという色んな仕組みがあるわけです。そういう中で事業者がちゃんと契約者保全のための措置を講じるとか、労働者に不安を与えないようにするとかは、当然国家戦略特区であっても当たり前やるべきことです。地域を限定したやり方で最低限どういう条件を付けていくのかということは当然考えないといけないと思います。

全国一律だということではなくて、国家戦略特区として実証実験的に実施することの意味を捉えていただいて、どんなやり方がいいかということを考えていただければと思います。

○八田座長 特区の人だけに危険を負わせるのでは全くないですよ。特区の人に対してだけものすごく恩恵が与えられるわけだけれど、その代わりに多少の危険と組み合わせだから、その危険をなるべく最小化するような仕組みを考えましょう、まずはそこから制度をデザインしましょうよということだと思うのですけれども。だから、決して誰かを犠牲にする話では全くない。一つのオプションを与える。

○阿曾沼委員 株式市場でも、例えば、事業収益の15か月分の手元現金がなければGC懸念

となってしまうわけですから。そういう意味では、3か月なのか1週間なのか、最低半年なのかという議論があって、その中の何%を保全するためにどういう担保を持っておくのかというところは、ぎりぎりちゃんと事業者とも議論しておく必要があると思います。そういった条件を付して実験をしてみるというのがいいと思います。

全国一律でペイロール・カードをやったらもっと危険ですからね。

○八田座長 給料の場合、1週間と言ったら額が難しいかもしれない。1週間と言ったら随分、そこで引き出さないならどうかしているよなという面はありますね。

○武田課長 今までずっと労働政策については、こういう考え方でやってきていますので、あと労働者というのは賃金だけで生活をするという意味で、他の事業者の方と比べると保護が高いのだという考え方でこの3原則ですとか、労働基準法ができておりますので、その辺は御理解いただいて、しっかりとした制度を作っていく必要があります。

○阿曾沼委員 今までのことがベース、前提に物事を判断されたら、規制改革も制度改革も新しい仕組みもできないわけですから、今まではこうだったからダメということではなく、実証実験をするためにはどうしたらいいかということを議論すべきなのです。一足飛びに全国展開すればリスクが高いので、リスクヘッジの方策を探るためにも実証実験をする。そこには当然、行政の責任と事業者の責任があるわけですから、国家戦略特区は、それを前提に仕組み作りを地域限定してやっていくという制度ですから、その観点で新しい発想を考えて行くべきです。出来ない理由なんかは、誰でもすぐに言えるわけです。少し違った次元の議論ができるといいなと思います。

○武田課長 どちらにしろ議論はさせていただいて、そこが特区でやるのか全国でやるのかというのは、前、八田座長とも有期特措の関係で、あれは全国でやっていただきましたけれども、そこはどのような仕組みにするのかが、まずはありきなのかなと思いました。

○八田座長 この場合、特にできるだけ早ければ早いほうがいいということがあります。もう一つは、先ほど言ったようにオプションであって、一方的にどちらかを変えるわけではないということがありますよね。

ということで、ではまた引き続き御検討をいただきたいと思いますが、事務局から何かありますか。

○村上審議官 ありがとうございます。

整理しますと、おそらくリスクの代替措置のところが何か手当てがいるだろうと。1,000万円の限度額はよくても、1週間はさすがに疑いがないところではないかといった議論が予想されると。また、エリア限定という考え方について、エリア限定で試すのか、考え方は全国共通であるけれどもそれを支える事業者がちゃんといるかどうかという意味で、エリア限定としてスタートをするのか。この2点を調整させていただきつつ、成長戦略のほうには検討するということを前提にどこまで書けるか御相談をさせていただく。このようなことで、事務局としても引き続き厚生労働省とお話をさせていただくということによろしいでしょうか。

○八田座長　よろしく願いいたします。

○武田課長　ありがとうございます。